

2019年2月13日

論文題目：2000年代における製造業派遣・請負労働の労使関係—雇用類型と紛争の様態に着目して—

著者：今野晴貴 (KONNO, Haruki)

論文審査委員

西野史子

倉田良樹

猪飼周平

福田泰雄 (経済学研究科名誉教授)

1. 本論文の要旨

本論文は、2000年代の製造業派遣・請負労働の労使関係についての理論的・実証的研究である。本論文は第一に、レギュレーション理論、アンソニー・ギデンズの構造化理論、ヨアヒム・ヒルシュの形態分析の理論に依拠しながら、資本主義社会における労使関係制度の形成における労働者の主体的行為の過程について検討し、労使関係制度を生成する四つの指標を提示した(第1章)。資本主義社会の発展とともに増加する低技能・流動的な労働力の労使関係形成の3つのモデルについて論じた上で、日本的雇用システムがもたらした企業内的な労使関係に依拠していることを示した(第2章)。第二に、製造業派遣・請負労働の労働者および派遣会社調査から、労働者の実態と派遣・請負労働の機能について、低位多能工かつ企業横断的に広域移動する労働力であることを明らかにした(第3章)。第三に、2000年代の製造業派遣・請負労働者による労使紛争について、組織形態、時期、資源・規則活用の在り方や帰結などによって分類し、製造業派遣・請負労働の労使関係の興隆と限界についての全体像を明らかにした(第4章)。

2. 本論文の成果と問題点

第一の成果は、製造業派遣・請負労働者に対する大規模な聞き取り調査、および派遣会社に対する深い聞き取り調査を通じて、これまでほとんど実態が明らかにされていなかった製造業派遣・請負会社の機能、労働者の属性や参入動機、担当職務や技能、企業間広域移動の様態を具体的に明らかにした点である(第3章)。製造業派遣・請負会社は、労働者を全国的に移動させることで、派遣先企業に対して「必要な生産ラインに必要な労働力を配置する」機能を持ち、労働者に対しては「断片的な雇用を一続きにする」機能を持っている。そしてこれらが日本型雇用システムのサブシステムとして形成されていることを本論文は指摘している。

労働者への聞き取り調査を通じて明らかになったのは、1) 技能水準は極めて低く、企業内・企業横断的な「低位多能工」であること、2) 独立した世帯を形成する「家計自立型」の労働者であるという特徴である。労働者は自立を希求するために、低賃金正社員職や他の非正規職ではなく、比較的時給が高く住居もセットとなっている製造業派遣・請負労働に参入するのである。しかしそれはあくまで括弧付きの「自立」であり、派遣切りのような契約解消によって請負・派遣会社との契約が切れると、途端に職と住む場所とを同時に失うという脆弱性も内包しているのである。

第二の成果は、製造業派遣・請負労働者の2000年代の様々な労使紛争について網羅的な整理と分析を行い、その過程と限界を明らかにした点である(第4章)。新聞雑誌資料から抽出した157件の分析に加え、特徴的な6事例については関係者への聞き取り調査や参与観察も行い、厚みのある調査データを蓄積している。当該労働者の労使紛争についてのこれまでの研究は事例研究に限られており、本論文のような広さと深さを併せて持った研究は高い意義が認められる。

本論文の指摘によれば、労使紛争は「組織形態」(企業内、産業別、コミュニティ・ユニオン)と、紛争の「時期」(リーマンショック以前と以後)に分けられ、労働者の資源・規則の活用に関しても「二つの路線」が存在した。それは派遣先・請負元の正社員に転換することによって企業内労使関係に包摂されていく路線と、派遣・請負労働者という立場を維持しながら企業横断的に労使関係を形成する路線である。リーマンショック以前の企業内組合および産業別組合は、第一の路線を取り、製造業派遣・請負労働者を派遣先・請負元の正社員にすることに成功した。そして企業横断的な労使関係を志向した労組についても、個別企業に対しては偽装請負の指摘による直接雇用化の交渉を行う方向となり、結果的に第一の路線に収斂していった。リーマンショック後は派遣・請負労働者の一斉解雇を経て、紛争の焦点は直接雇用、金銭解決、住居の維持へと移行し、闘争の形態も裁判闘争や市民的な法律改正運動へと移行していった。

第三の成果は、政策的な貢献である。本論文はあえて法制度に関する記述よりは労使関係の分析を主題とするものであったが、本論文によって明らかにされた製造業派遣・請負労働者の実態およびその労使関係の到達点と限界に関する分析から、法制度が当該労働者にとってどのような役割を果たすか、またどのような法制度が必要であるかが逆照射されたとも言える。こうした点にも本論文の意義があると言える。

以上のような成果が認められるものの、その一方で本論文にはいくつかの問題点も指摘できる。

第一に、理論編と実証編の接合の点である。理論編において、労使関係制度を生成する四つの指標(行為の条件・資源・規則)として、①資源:技能・労働能力(労働する意思)、

②経済的制度（規則）：技能と労働能力に基づく労働力取引の規則、③象徴秩序／言説様式（規則）：労働者間の連帯、④法制度：労働法、が示されている。しかし、ギデンズ自身の著作に照らして考えるならば、例えば、実証編において分析の焦点の一つになっている、労使紛争における労働者間の連帯のあり方については、行為者相互の関係性を作り出す「権威的資源」authoritative resource という概念をより有効に活用することも可能だっただろう。

第二に、「二つの路線」のうちの第二の路線である市場横断的な方向の可能性についてである。古典的なモデルについては第2章で示されていたが、1980年代以降の世界的なフレキシビリティの高まりと非熟練労働者の増大以降に、どのようにしてそうした労働者による労使関係が可能かについて、他国の例などをあげた記載が欲しかった。これらが記述されていれば、第4章で分析された数々の労使紛争が、一つ目の路線ばかりを追求したことがどのような帰結をもたらしたか、他にどのような可能性があったのかを示すことができ、より充実した内容になった。なお、「二つの路線」に関して、雇用類型転換路線と雇用類型維持路線の対比、企業側への包摂型と市場横断型の対比との二種類の対比がほぼ同一のものと整理されているが、論理的に考えると、雇用類型転換路線と企業側への包摂は必ずしも同一ではなく、雇用類型維持路線と市場横断型も同一ではない点も付言しておく。

第三に、製造業派遣・請負労働者の「家計自立型」の側面についてである。本論文では当該労働者たちが「自立」を目指す「家計自立型」の労働者であることを強調しているが、逆に、他に頼るべき資源がない、社会関係資本から切り離された労働者であるとも考えられる。一方で、多少の社会関係資本があった労働者も、「自立」を目指して本労働市場に参入すると、逆に元の社会関係資本からも分断されるという側面もある。本論文には社会関係資本という観点はなかったが、今後の研究の広がりの可能性を期待したい。

とはいえ、これらの諸点は本論文の学位論文としての水準を損なうものではなく、今野晴貴氏自身も十分に自覚しており、近い将来の研究において補われ克服されていくことが十分に期待できるものである。

3. 最終試験の結果の要旨

2018年12月19日、学位請求論文提出者今野晴貴氏の論文について、最終試験を実施した。試験において審査委員が、提出論文「2000年代における製造業派遣・請負労働の労使関係—雇用類型と紛争の様態に着目して—」に関する疑問点について説明を求めたのに対し、今野氏はいずれに対しても的確に応答し、十分な説明を与えた。

よって、審査委員一同は、本論文筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（社会学）の学位を受けるに値するものと判断する。